

議案第66号

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年守谷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、附則第15項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

附則第2項中「この条例」の次に「（前項に掲げる改正規定を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年9月1日提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
66号	1

提案理由（議案第66号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、附則第15項の改正規定の一部の施行期日を平成29年1月1日から平成28年1月1日に変更するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
66号	2

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。<u>ただし、附則第15項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。</u></p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例<u>（前項に掲げる改正規定を除く。）</u>による改正後の守谷市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p><u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例 _____による改正後の守谷市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>